

## 県職員であった経験から、今の地方自治への提言

1 今はもう県はいらない。県を廃止し、県を国（総務省）の出先機関とする。

今の県の財源を、市町村の財源に移行すれば、地方交付税を削減できる。

(1) 今の県と市町村との関係は、対等の立場ということになってしまい、県の存在意義がなくなってしまった。二重行政はいらない。

20年くらい前までは、県の大事な仕事として、市町村指導ということがありました。しかし、今は、県と市町村は対等の立場ということになってしまい、県の市町村指導という仕事はなくなってしまいました。

大きな市と小さな村とでは、職員の数も職員の能力にも差があります。実際に、私が県職時代に、国の補助事業の説明をしたときに、すぐに理解してくれる市町村職員もいれば、何度説明しても理解してくれない職員もいました。また、市町村の事業で、実際に、適正に実施されないことがあり、指導したり是正させたりしたこともありました。

行政は人がやるものですから、市町村の職員の能力の差によって、行政サービスに差が出たり、不適切な事務処理をすることはあり得えます。だから、県の市町村へのサポートや指導は、当然必要です。

しかし、県は、法令等で定められている場合以外は、市町村を指導することができません。監督・指導するところがなければ、市町村の不適切な処理も不正も起こり得ます。

現在の県の業務の中で、県でなければできない業務というのはほとんどなく、市町村が肩代わりできるものが、ほとんどではないかと思えます。実際に、もともと県の業務だったものの多くが、現在は、市町村に移管されています。

そのため、現在の県の業務の主なもの、市町村と国との連絡係業務と、国が補助金を市町村に流す時のトンネル業務だけではないかと思えます。

実際に、県がなくなったとしても、県民も市町村も困ることはありません。困るのは、2000に及ぶ数多くの市町村と、いちいち連絡をしたり、補助金を流さなければならなくなる国だけだからです。

現在は、県の市町村指導という業務がなくなってしまったために、県の存在意義もなくなってしまいました。

しかし、市町村を監督・指導する機関は上記理由から必要です。従って、県を廃止し、県を国（総務省）の出先機関にすればよいと考えます。

(2) 今の県の財源を市町村に移行することで、市町村の自主財源の充実が図られるとともに、国の市町村への地方交付税を削減することができます。

今の市町村の主な自主財源は、住民税と固定資産税であり、これだけで、地方の市町村が行政運営をしていくことは困難で、元々、地方交付税が国から交付されることが前提になっているものだと思います。

今の県の財源を市町村に移行し、市町村の自主財を増加させることで、地方交付税を交付されなくてもやっていける市町村が増加し、国の地方交付税を削減することができます。

## 2 町村を廃止し、市のみにし、町村はその市の出張所として存続させる。

- (1) 中央集権的な体制が変革され、今は、市町村が地域間競争をする時代です。市と町村が対等に地域間競争したら、町村は淘汰される以外にありません。

国は、これまで抱えていた財源と権限を地方に移譲し、地方分権と地方自治の強化を推し進めてきました。しかし、この地方自治の強化は、地域間競争を生み出します。

自治の強化は、自己責任の拡大であり、自治体は、その裁量権が拡大したことに伴い、住民に地域独自の公共サービスを提供することができますが、それを実現するための財源を確保しなければなりません。

これは、市町村の自主財源である住民税を、市町村間で奪い合う地域間競争に、市町村が巻き込まれることを意味しています。

都市部の人口の多い市と過疎地の人口の少ない町村が、同じ土俵で、この住民税を奪い合う地域間競争をするということは、大企業と零細企業が競争するのと同じで、初めから勝敗は決まっています。過疎地の小さな町村は、この地域間競争を戦う前に棄権する以外にはありません。

平成の大合併で合併を選択しなかった過疎地の小さな町村は、この厳しい地域間競争の時代をどう生き残っていけばよいのでしょうか。平成の大合併の時、合併を選択しなかったあなたが悪いのだと、自己責任で片づけられるのでしょうか。

行政サービスのコストにしても、これから問題となる、公共施設等の維持管理費の住民の負担額も、当然、人口に反比例します。一定規模の人口がなければ、市町村はやっていけません。町村を廃止し、適正規模の市に再編する必要があります。

明治の時の廃藩置県のように、市町村を再編成する必要があると思います。

- (2) 町村を廃止しても、出張所として存続させれば、今まで住民が町村から受けていた行政サービスは、同じように継続されます。

市町村合併で町村の住民が心配なのは、合併による行政サービスの低下です。特に、今まで近くにあった役場が、遠くになることによる不便等の行政サービスの低下です。

そこで、町村を廃止しても、町村の役場を出張所として存続させれば、町村の廃止によるデメリットも住民の心配も解消されると思います。

- (3) 県の自主財源の主なものは、事業税、不動産取得税、自動車税、軽油取引税等であり、県を廃止し、その財源を受け入れるのに、町村では体制として整っていないこと。

事業税、不動産取得税、自動車税、軽油取引税等の納税者は、町村には少なく市に

多いのが普通です。立地企業のない町村もガソリンスタンドのない町村もあります。県を廃止して、県の自主財源を市町村に移行したとしても、恩恵を受けるのは市だけです。

また、一定規模の税収と納税者がいなければ、収税事務のコストの方がかかってしまいます。

そのため、県の財源を市町村に移行するためには、町村を廃止する必要があります。

3 新たな地方の市町村の財源として、市町村の山林面積とその市町村の山林保有面積に応じて、国が山林管理のための補助金又は地方交付税を交付する。

地方の市町村が有利な第3の市町村の財源を創設する。

(1) 都市部の市町村と地方の市町村との歳入の格差を是正する必要があります。

市町村の主な自主財源は、住民税と固定資産税です。この財源は、もともと人口が多く、企業立地が多い、土地価格も高い都市部が優位で、人口の少ない、土地価格も安い山間部は財源に恵まれません。当然のこととして、都市部の市町村と地方の市町村との自主財源の格差が生じます。

更に、過疎化で人口が減少し、山間部の市町村が自主財源不足で困窮するのは当然のことです。年間予算の40%、50%を国からの地方交付税を交付してもらわなければとてもやっていけません。

そこで、下記(2)の理由から、地方の市町村に有利な市町村の第3の財源として、市町村の山林面積とその市町村の山林保有面積に応じて、国が市町村の山林管理のための補助金又は地方交付税を交付したら良いのではないかと思います。

地方は、住民税や固定資産税のもととなる人口や土地の価格では、都市部に負けますが、山林の面積では負けません。私の住む大桑村は、村の面積の90%が山林です。

地方に有利なこの市町村の第3の財源ができれば、地方と都市部との歳入の格差が少しは是正されるだけでなく、市町村による山林の公有地化が進み、今、問題になっている山林の保全・管理や治山治水が進むものと思います。

ふるさと納税で、市町村間で住民税の奪い合いをさせていても仕方ありません。

(2) 林業の衰退から、山林の生産基盤としての価値がなくなり、今、山林が荒れています。

今は、山林は治山治水の機能の役割が主になっています。治山治水は国の責任です。

木曽の山林は、江戸時代は天領とされ、木曽川の水源として、中京圏への水の供給と治山治水の役割を果たして来ました。

山林が林業の生産基盤としての価値があるときは、利益を得ている山林の所有者が保全・管理するのは当然のことです。

しかし、今は、山林の生産基盤としての役割がなくなり、治山治水の役割が主になっています。受益者負担の原則から言えば、今は、山林は治山治水の責任者である国が保全・管理すべきものだと思います。国の責任と負担を、山林の所有者に負わせるのはおかしいと思います。

私は、所有者が管理できなくなった山林は、市町村が公有地化して、保全・管理していく以外にないと思います。毎年、山崩れによる土砂災害が各地で発生しています。国は積極的に山林の公有地化を進め、山林を保全し、土砂災害の防止に努めるべきだと思います。

山林の公有地化及び管理は、国が市町村に対価を払い委託して行えばよいと思います。